

平成19年度 老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘指定管理者事業計画書

【指定管理者】財団法人 横浜市老人クラブ連合会

1 老人福祉センター菊名寿楽荘の管理運営の基本的な考え方

(1) 管理運営の基本方針

菊名寿楽荘は19年度も「高齢者が健康で明るい生活を営んでいただくための支援施設」としての老人福祉センターの使命や役割を念頭に置き、18年度に策定した菊名寿楽荘の「管理運営の基本方針」「運営理念」を踏まえて管理運営し、菊名寿楽荘が利用者に満足して利用して貰う施設となることを目指してまいります。

次の管理運営の基本方針・【運営理念】を踏まえて本年度の事務事業を推進します。

- ① 安全快適な場の提供をします。
- ② 明るく親切で公平な対応をします。
- ③ 利用者の立場に立った管理運営を目指します。
- ④ 高齢者の健康管理や日常生活の質の向上を支援します。
- ⑤ 高齢者の生涯学習や仲間作りの支援として「趣味の教室」や「自主事業」を開催します。
- ⑥ 個人情報適切な管理を行います。
- ⑦ 苦情や提案等には適切・積極的に対応します。
- ⑧ 港北区の区政運営方針を管理運営に反映させます。

《 運 営 理 念 》

菊名寿楽荘は“約束”します。

- 老人福祉法に基づく福祉施設である事を踏まえ、高齢者福祉の向上に貢献します。
- 公共の施設であり、公平・公正な運営と人権を尊重した管理運営をします。
- 市民の税金を財源としている事を自覚し、常に経費削減に努めます。
- 地域に根ざした福祉施設として、地域社会との連携を深めます。
- 法令、条例等を遵守し、情報の公開や個人情報の保護に努めます。
- 省エネ、廃棄物の削減等を心がけ、地球環境との共生に努めます。
- スタッフ一同真心を持った接遇を心がけ、サービスの向上を目指します。

2 19年度の事務・事業の推進について

(1) 「趣味の教室」「自主事業」の開催について(別紙「自主事業計画書」参照)

- * 高齢者利用者の生涯学習の機会と場の提供として「趣味の教室」や「自主事業」を積極的に開催し、生きがい作りや仲間作りを支援して行きます。
- * 「趣味の教室」事業は18年度同様に前期10講座後期10講座をそれぞれ6ヶ月間開催します。
- * 自主事業は、「介護予防講座」などニーズに合わせたタイムリーな企画を関係機関等と連携し、低予算で実施します。

(2) 利用者のニーズの把握するために

- * 利用者満足度アンケート調査を実施します。
- * 「趣味の教室」受講者のアンケート調査を実施します。
- * 利用者代表者の要望を聞くための会議として「趣味の教室」代表者会議や講師会議等を開催します。
- * 地域の町内会・自治会や老人クラブと連携し「地域に根差した菊名寿楽荘」として事業展開をします。
- * 利用者の要望、苦情を聞くため「提案箱」を設置します。
これらの要望は積極的に菊名寿楽荘の管理運営に反映させていきます。

(3) 職員体制と人材育成について

職員の資質が利用者のセンターに対する印象を左右します。人材育成を充実します。

- * 職員体制は、常勤職員3名(所長1名、嘱託員(副所長)2名) 非常勤職員(コミュニティスタッフ)16名とします。
- * 常勤職員2名は(副所長)と位置付け補佐機能と責任体制を明確にします。
- * 18年度に4名削減した非常勤職員(コミュニティスタッフ)は引き続き16名体制を維持し人件費の削減を図ります。
- * 職員の育成として・採用時研修・職場実務研修・始業時ミーティング等の各種研修を行ない人材の育成を行います。

(4) 個人情報保護と情報の公開について

- * 利用者の個人情報は、個人情報保護法の趣旨に基づき適正に取り扱います。
- * 個人情報は、業務に必要な範囲で収集し使用目的を明確にして利用します。
- * 情報の管理は厳正に行います。
- * 必要な情報は積極的に適正な方法で公開して行きます。

(5) 緊急時の対応について

老人福祉センターは高齢者が利用する区民利用施設であり他の施設より”事故“の発生する可能性が高いと言われております。特に菊名寿楽荘は浴室設備があり入浴中の”事故“発生の危険があります。「安全は最大のサービス」と言われております。防犯、防災、救急救命、等に万全の配慮をします。

- * 浴室等での緊急事態発生に備え18年度にAED(自動体外除細動器)【港北区社協より寄贈】を設置しました。職員の誰でもが「いざという時」に使えるよう講習を行います。
- * 防犯対策として利用者への注意喚起や防犯講習会を開催します。
- * 自衛防災組織を組織し緊急時の対応に備えます。

(6) “安全・清潔”な施設運営のため

利用者が菊名寿楽荘を利用した時、施設の清掃が隅々まで行き届き衛生面での配慮がされていることは快適に利用して貰うための第一歩であります。

- * スタッフや専門業者による「日常清掃」は毎日きめ細かく行います。
- * 「害虫駆除」など専門業者による定期作業もタイムリーな時期に定期的実施します。
- * お風呂の衛生管理は・レジオネラ菌検査・塩素系消毒薬投与・浴場の毎日清掃と隔日の浴槽水の交換等を実施します。
- * AEDを設置し利用者の緊急時の事故に備えます。

(7) 健康や福祉などの相談態勢の充実

高齢者がいつまでも元気で「生活の質」を高め、維持して行くことを菊名寿楽荘が支援して行くことは、寝たきりにならず「介護予防」の観点からも重要であります。

- * 従来の医師による「健康相談」事業を介護福祉士等福祉関係の資格を有する「看護師」による「保健福祉相談」事業として内容の充実・転換と相談時間の延長を図りました。
- * 「待ちの相談」事業から更に進めて、本年度は相談看護師による「健康と福祉の役立つミニ講座」をシリーズ化して定期的に開催します。
- * 1人暮らしや高齢者夫婦など高齢者が日常生活での生活全般に関する不安や悩みなどを気軽に相談できる窓口を設け、内容によっては関係機関につなげて解決するための支援をします。

(8) “経費節減”と“サービスの向上”への努力

指定管理者制度に移行したことに伴い求められている事に“経費節減”と“サービスの向上”があります。この2つの目標を達成するには今まで以上の「改革」と「努力」が必要となります

- * 「サービスの向上」は基本方針や運営方針をベースにして、利用者がいかに菊名寿楽荘を満足して利用して貰えるかの“視点”に立って「管理運営」や「事務事業」の見直しを進めていきます。
- * 「経費の削減」は利用者へのサービスの低下がなく、いかに「最小限の費用で最大の効果」を上げるか経営的な視点を取り入れた管理運営をして行きます。
- * 特に、予算経費の中で大きなウエイトを占めている「光熱水費」「管理委託料」等の執行に工夫しムダの削減を行ないます。

【事業実施の考え方】

- ① 平成19年度の菊名寿楽荘「趣味の教室」講座は平成12年度に制定された「横浜市老人福祉センター 趣味の教室実施要領」に基づいて実施します。
- ② 「趣味の教室」講座は菊名寿楽荘利用の高齢者の趣味や生涯学習活動の動機付けの一環として開催します。更に継続して自主活動グループ活動を行う「OB会・研究会」の活動を支援します。
- ③ 講座の科目については、時宜を得たタイムリーなテーマを取り上げていきます。
- ④ 事業運営経費は低予算を心がけ、講師等については「まちの先生」登録者等に依頼します。

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
「趣味の教室」事業の 各種講座の開催 (講座別計画は下記 のとおり)	(目的) 高齢者の生涯学習の一環として「教養」「趣味」 分野の各種講座を開催し、“生きがいつくり”のた めの「場」と「機会」を提供する。 (内容) 年間を「前期」「後期」に分けて講座を開催する。	(実施時期) 前期——4月～9月 後期——10月～3月 (回数) それぞれ10講座募集 毎月2～4回開催
「趣味の教室」講座 <u>源氏物語</u>	(目的) 高齢者の生きがい、生涯学習の一環として 教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。 (内容) 市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前 期後期の6月間、受講料無料、月2～4回開講	(実施時期) 前期(4～9月) 後期(10～3月) 月2回開講
「趣味の教室」講座 <u>民謡踊</u>	(目的) 高齢者の生きがい、生涯学習の一環として 教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。 (内容) 市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前 期後期の6月間、受講料無料、月2～4回開講	(実施時期) 前期(4～9月) 後期(10～3月) 月3回開講
「趣味の教室」講座 <u>ペン習字</u>	(目的) 高齢者の生きがい、生涯学習の一環として 教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。 (内容) 市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前 期後期の6月間、受講料無料、月2～4回開講	(実施時期) 前期(4～9月) 後期(10～3月) 月3回開講
「趣味の教室」講座 <u>書道</u>	(目的) 高齢者の生きがい、生涯学習の一環として 教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。 (内容) 市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前 期後期の6月間、受講料無料、月2～4回開講	(実施時期) 前期(4～9月) 後期(10～3月) 月3回開講

「趣味の教室」事業計画書

NO2

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
「趣味の教室」講座 <u>健康体操</u>	<p>(目的) 高齢者の生きがい、生涯学習の一環として教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。</p> <p>(内容) 市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前期後期の6月間、受講料無料、月2～4回開講</p>	<p>(実施時期) 前期(4～9月) 後期(10～3月) 月4回開講</p>
「趣味の教室」講座 <u>折り紙</u>	<p>(目的) 高齢者の生きがい、生涯学習の一環として教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。</p> <p>(内容) 市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前期後期の6月間、受講料無料、月2～4回開講</p>	<p>(実施時期) 前期(4～9月) 後期(10～3月) 月2回開講</p>
「趣味の教室」講座 <u>英会話</u>	<p>(目的) 高齢者の生きがい、生涯学習の一環として教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。</p> <p>(内容) 市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前期後期の6月間、受講料無料、月2～4回開講</p>	<p>(実施時期) 前期(4～9月) 後期(10～3月) 月2回開講</p>
「趣味の教室」講座 <u>フランス刺繍</u>	<p>(目的) 高齢者の生きがい、生涯学習の一環として教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。</p> <p>(内容) 市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前期後期の6月間、受講料無料、月2～4回開講</p>	<p>(実施時期) 前期(4～9月) 後期(10～3月) 月4回開講</p>
「趣味の教室」講座 <u>水墨画</u>	<p>(目的) 高齢者の生きがい、生涯学習の一環として教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。</p> <p>(内容) 市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前期後期の6月間、受講料無料、月2～4回開講</p>	<p>(実施時期) 前期(4～9月) 後期(10～3月) 月3回開講</p>
「趣味の教室」講座 <u>フラダンス</u>	<p>(目的) 高齢者の生きがい、生涯学習の一環として教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。</p> <p>(内容) 市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前期後期の6月間、受講料無料、月2～4回開講</p>	<p>(実施時期) 前期(4～9月) 後期(10～3月) 月3回開講</p>

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
<p>「寿楽祭」(文化祭)</p>	<p>(目的) 「趣味の教室」修了者の学習成果の発表のための「場」と「機会」を提供する</p> <p>(内容) ・講座内容に合わせて「作品展」「発表会」を館内の「大広間」「ロビー」「茶室」「階段壁面」等を使い行なう。</p>	<p>(実施時期) 3月下旬</p> <p>(回数) 年1回</p> <p>作品展——3日間 発表会——1日間</p>
<p>「チャリティ カラオケ大会」</p>	<p>(目的) 「カラオケ愛好者」が、日頃の練習の成果を発表し、相互の交流と親睦を深めるため開催。</p> <p>(内容) 「舞台付大広間」で「カラオケ大会」を開催。出演者は、出演料(1曲100円以上)をチャリティとして支払い、浄財を社会福祉協議会に寄付する。</p>	<p>(実施時期) 12月の歳末の時期</p> <p>(回数) 歳末の1日間</p>
<p>「敬老の日」 寿楽荘お楽しみ会</p>	<p>(目的) 9月の「敬老週間」に合わせて、イベントを開催し高齢者に一日を楽しんでもらう。</p> <p>(内容) 大広間の「舞台」を使い、いくつかの「出し物」を開催する。出演者は、区の「まちの先生」や「サポーター」のボランティアに依頼する。</p>	<p>(実施時期) 9月の「敬老週間」の一日(半日)10:00～</p> <p>*たとえば、出し物として「マジック」「和太鼓」「フラダンス」など。</p>
<p>健康落語 「寿楽寄席」</p>	<p>(目的) “笑う門には福来る”のたとえの様に「笑いは健康の源」です。落語を聴きながら健康になってもらうことを目的。</p> <p>(内容) 「舞台付大広間」で落語を聞く会を開催する 出演は・横浜市役所落語クラブに依頼する</p>	<p>(実施時期) 毎年2月・1日(半日)</p>
<p>チャリティ リサイクルバザー</p>	<p>(目的) 不用品などを持ち寄りバザーを行いリサイクルと福祉に役立てる</p> <p>(内容) 日頃、家庭の中で不用品となった品物を持ち寄り、利用者に買って貰い売上金を善意銀行に寄付する</p>	<p>(実施時期) 12月の歳末の時期 (チャリティカラオケ大会と同時開催)</p>

「菊名寿楽荘」自主事業別計画書

NO4

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
<p>「保健福祉相談」</p>	<p>(目的) 健康や福祉についての相談や血圧測定などを行なう</p> <p>(内容) 福祉関係資格のある看護師による個別相談形式</p>	<p>(実施時期) 毎木曜日 13～15時</p>
<p>聞いて役立つ健康ミニ講座</p>	<p>(目的) 健康や福祉などのちょっとした生活に役立つ話を相談員の看護師が行う</p> <p>(内容) 毎月1回(木曜日)看護師により昼休みの時間に 大広間で「健康ミニ講座」をシリーズとして行う</p>	<p>(実施時期) 毎月1回(木曜日)</p> <p>年 12回</p>
<p>転ばぬ先の「転倒防止講座」</p>	<p>(目的) 高齢者がいつまでも元気に暮らし“寝たきり”にならないように「介護予防」の講座を開催する。</p> <p>(内容) 行政(福祉保健センター)の協力を得て開催。 実技と相談 講師——軽体操指導者</p>	<p>(実施時期) 春・年間 1回</p>
<p>高齢者のための「防犯教室」</p>	<p>(目的) 高齢者をねらった「振り込め詐欺」「リフォーム詐欺」などいろいろな犯罪が多発しています。高齢者が被害に遭わないようにする「講座」を開催。</p> <p>(内容) 警察、消費者センター等の協力で開催する。 講演と相談</p>	<p>(実施時期) 夏・年間 1回</p>
<p>身の安全を守る「交通安全教室」</p>	<p>(目的) 高齢者の交通事故が多発しています。交通事故に遭わない様にする講座を開催。</p> <p>(内容) 警察交通課の協力で講義を開催。</p>	<p>(実施時期) 交通安全月間の時期に合わせて開催。</p> <p>年間 1回</p>
<p>「寿楽つうしん」 広報紙発刊事業</p>	<p>(目的) 「菊名寿楽荘」の情報紙を作成・発刊する。 センターの事業や行事などの情報を発信する</p> <p>(内容) スタッフ全員で協力、手分けして手作りの「寿楽つうしん」を作成する。</p>	<p>(実施時期) 年4回発行(四半期ごと) (春 夏 秋 冬)</p>

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
<p>賢い消費者となる 生活防衛講座</p>	<p>(目的) 高齢者が被害にあっている「悪質商法」等に騙されない知識を学ぶ。 (内容) 消費者センターの「出前講座」を開催します。</p>	<p>(実施時期) 年間1回(秋)</p>
<p>(園児との交流の集い) 【七夕のつどい】 【クリスマスの集い】 【子どもの日の集い】</p>	<p>(目的) 隣接の「菊名保育園」の園児とお年寄りが交流をし、おじいちゃん・おばちゃんと「孫たち」のふれあいをする。 (内容) 大広間で園児達の歌と踊りを披露する</p>	<p>(実施時期) 七夕(7月7日) こどもの日(5月5日) クリスマス(12月25日)</p>
<p>“風呂の日”記念の湯 【ゆず湯の回】 【菖蒲湯の回】</p>	<p>(目的) 人気のある「お風呂」で菖蒲湯(子どもの日)ゆず湯(冬至の日)として“温泉気分”を楽しんでもらう。 (内容) ゆず湯、菖蒲湯、としてお風呂を楽しんでもらう</p>	<p>(実施時期) 冬至の日(ゆず湯) 子どもの日(菖蒲湯)</p>
<p>【福祉体験】実習生 受入れ事業</p>	<p>(目的) 福祉系大学生、高校生の「ボランティア体験」の実習生の受入れを行う (内容) 期間限定でセンター業務を体験し、高齢者と交流を行なう</p>	<p>(実施時期) 年間2回(秋、冬)</p>
<p>携帯電話の カンタン講座</p>	<p>(目的) 日常生活のツールの一つとなっている「携帯電話」の経済的で正しい使い方を学ぶ。 (内容) NPO法人による「携帯電話講座」を開催する。</p>	<p>(実施時期) 年間2回(夏・秋)</p>

収入の部

(単位:千円)

科目	H19予算額 (A)	H18予算額 (B)	増減額 (C)=(A)-(B)	説明
指定管理料	43,913	43,200	713	横浜市より
自主事業収入	0	0	0	
雑入	20	1	19	清涼飲料自動販売機の販売手数料収入
印刷代			0	
自動販売機手数料	20	1	19	
その他()			0	
その他()			0	
その他()			0	
収入合計	43,933	43,201	732	

支出の部

科目				
人件費	19,283	19,283	0	所長・常勤職員2名・コミスタ16名
給与・賃金	17,086	17,747	-661	
社会保険料・退職積立金	1,659	1,161	498	
通勤手当	480	0	480	
健康診断費	40	0	40	
勤労者福祉共済掛金	18	375	-357	
事務費	4,078	1,687	2,391	
旅費	14	14	0	
消耗品費	583	802	-219	(増の理由)自動給茶機紙コップの利用増のため
会議賄い費(食料費)	111	0	111	(増の理由)自動給茶機お茶原料代の増
印刷製本費	28	10	18	
通信費	167	130	37	
使用料及び賃借料	279	280	-1	
備品購入費	85	32	53	
図書購入費	0	0	0	
施設賠償責任保険	15	15	0	
職員等研修費	130	0	130	
振込手数料	70	389	-319	
社労士事務処理費	120	0	120	
手数料及び会費等	35	15	20	
燃料費	2,441	0	2,441	(増の理由)ボイラー燃料費(灯油)の高騰による
事業費	1,800	1,800	0	
「趣味の教室」費	1,700	1,700	0	
自主事業費	100	100	0	
管理費	18,772	20,051	-1,579	
光熱水費	5,727	7,506	-1,779	(増の理由)水道料金減免率見直し等による
電気料金	1,946	2,506	-560	
ガス料金	108	2,300	-2,192	
水道料金	3,673	2,700	973	
清掃費	2,509	3,162	-653	
修繕費	1,500	1,300	200	(増の理由)施設老朽化による修繕費の増
機械警備費	385	378	7	
設備保全費	8,351	7,705	646	
冷暖房設備保守	1,124	7,062	-5,938	
消防設備保守	90	98	-8	
電気設備保守	6,109	248	5,861	
害虫駆除清掃保守	144	215	-71	
その他保全費	884	82	802	
建築設備定期点検費	300	0	300	(増の理由)法定点検による新規事業
公租公課	0	0	0	
事務経費	0	380	-380	
支出合計	43,933	43,201	732	
差引	0	0	0	